



## 参加種目

### 組手の部

- ◎ 一般有段者の部 ※ 有級者参加可能
  - ◎ 一般有級者の部
  - ◎ 高校生の部<1年～3年>
  - ◎ 中学生の部<1年～3年> 《学年別3クラス》
  - ◎ 小学生の部<1年～6年> 《学年別6クラス》
  - ◎ 女子 一般、高校生の部
  - ◎ 女子 中学生の部
  - ◎ 女子 小学生高学年の部<4年～6年生 1クラス>
  - ◎ 女子 小学生低学年の部<1年～3年生 1クラス>
- ※ 各クラスとも6名に達しない場合は中止致します。  
中止の場合、参加料はお返し致します。

### 形の部

- ◎ 一般、高校生の部（男女混合）
  - ◎ 中学生の部（男女混合）
  - ◎ 小学生高学年の部<4年～6年生>（男女混合）
  - ◎ 小学生低学年の部<1年～3年生>（男女混合）
- ※ 各クラスとも6名に達しない場合は中止致します。  
中止の場合、参加料はお返し致します。

## 大会参加費

参加費：一般（有段・有級）

一種目 5,000円                      二種目 6,000円

その他（高校生・中学生・小学生）

一種目 4,000円                      二種目 5,000円

（※ 参加費には、昼食・パンフレット・傷害保険等が含まれています。）

## 申 込 み

申 込 み： 別紙、申込書に必要事項を記入の上参加費を添えて事務局に郵送して下さい。

申込み後のキャンセル・不参加等いかなる理由においても返金されません。

※中止の場合は返金致します。

( ※ 大会参加費は銀行振込または事務局まで現金書留でお願い致します。 )

締切り日： 平成30年3月15日(木) 必着

振込先： 中日信用金庫 矢田支店 (普) 0200128

(口座名義) 練正館 栗田 正英

事務局： 〒463-0003

名古屋市守山区下志段味字風越1994-2

空手道剛柔流 練正館 総本部事務局 栗田

TEL・FAX (052) 717-2210

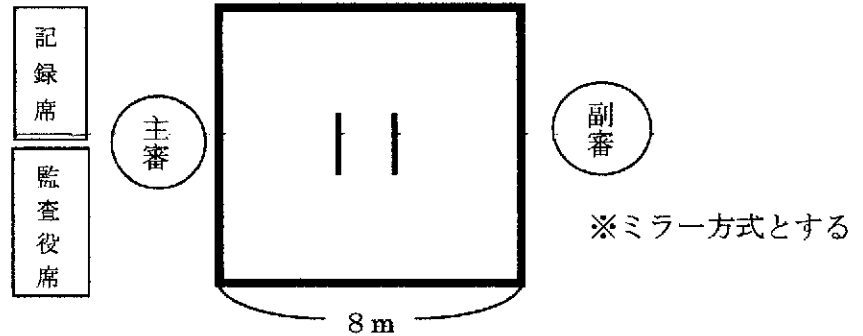
安全対策： 試合中の傷害についての補償は、加入する傷害保険の適用範囲以内限り  
その他は一切責任を負いかねますのでご了承下さい。

※ 万一の場合に備え当日は健康保険証を持参して下さい。

# 大会競技審判規定

## 第一条（競技場）

1. 競技場の広さは、幅が縦横 8 m の正方形とする。
2. 競技場の中央より、左右それぞれ 1.5 m の間隔をおき、1 m の平行線を引き、これを試合者の所定の位置とする。
3. 監査役席、記録席は主審の後方とする。



## 第二条（服装）

1. 試合者は、清潔な白無地の空手道衣の上にボディプロテクター安全防具を着用し、原則として赤、又は白の印となるものを安全防具につけ、各々区別する。
2. 試合者は、爪を短く切り、金属など相手に危険を及ぼすような物は、一切身につけてはならない。
3. 審判員は、規定で定められた服装を身につける事。

## 第三条（安全防具の使用）

1. 試合時の安全防具は、次の防具を使用する。
  - (1) スーパーセーフ面
  - (2) ボディプロテクター
  - (3) 拳ガード、足甲ガードは必ず着用する。 ※皮製は一切使用不可
  - (4) 選手は、ファールカップ（金的）の着用を義務づけます。又、サポーターやテーピング類の使用は一切禁止致します。但し、コート長の許可が有る場合は使用を認めます。
  - (5) マウスピースの使用は認める。

## 第四条（試合の運行）

1. 試合は選手が所定の立ち位置に付き、選手相互に礼をなし、主審の「勝負一本始め」の合図で開始する。
2. 試合は主審の「やめっ」の合図で選手は中央の所定位置にもどり主審の勝負の宣告を受け、選手相互に礼をして終了する。
3. 試合中の一切の運行は主審の指示によって行われる。

## 第五条（試合時間）

1. 試合は幼児・小学生及び中学生の試合時間を1分30秒とし、高校生以上の試合時間を2分間とする。
2. 延長戦は上項にある同時間とし、先取り一本とする。但し、決勝戦においてはこの限りではない。両者、技有りがなくとも、手数が多さで優劣をつける事も有る。
3. 試合時間は主審の試合開始の合図により計り始めるものとする。ただし、事故又は審判員の協議に要した時間は削除する。

# 大会競技審判規定

## 第六条（勝負）

1. 勝負はポイント制とし、勝ち又は反則及び失格による負けによって決定する。
2. 攻撃部は次のとおり限定する。
  - (1) スーパーセーフ安全防具（面部）
  - (2) ボディプロテクター（胸部正面、腹部正面、左右側面）

## 第七条（1本の判定基準）

1. 1本の判定基準は、安全防具（面部、胸部、腹部左右側面）に有効な「突」「打」「当」「蹴」を十分に制御して極めた時。
2. 転倒した相手が、立ち上がったものの、足下がふらついていた時。
3. 「1本」を5ポイントとする。
4. 5ポイント以上の差が生じた場合は、「1本」とする。
5. 「1本」の場合は制限時間に関わらず先取者を勝ちとする。
6. 反則失格の違反者は「反則負け」又は「失格負け」と定め「1本」を失う。
7. 「技あり」の判定基準は、第八条に定める。

## 第八条（技ありの判定基準）

1. 「1本」にちかい攻撃で残心を示した場合、「技あり」を認める。
2. 上段蹴りについては、2ポイントとし、その他の技については1ポイントとする。
3. 転倒した相手に対し、もしくは背を向けた相手に対し寸止めで技を極めた時。
4. 連続技については、二連続のポイントまで認める。
5. 「場外」の場合は「場外警告」を受け、さらに「場外」の場合には「場外注意」の宣告を受け1ポイントを失う。
6. 「技あり」の場合は1ポイントないし2ポイントとし、5ポイント差を生じたときは、先取者の勝ちとする。
7. 相突、相打の時は、双方「技あり」をとる。
8. 「技あり」の宣言は、有効技の決まった順番に行う。
9. 有段者のみローキックを認める。但し、ポイントの加算はされない。

## 第九条（優劣の判定基準）

1. 「優劣」の判定基準は次のとおり定める。
  - (1) 技ありの多少と有無
  - (2) 反則注意の有無
  - (3) 場外注意の有無と退避の有無多少
  - (4) 試合態度の優劣
  - (5) 技術の巧拙

# 大会競技審判規定

## 第十条（禁止事項）

1. 競技における禁止事項は、次のとおり定め「反則負け」とする。ただし、軽微な違背者には「警告」又は、「反則注意」にとどめる。
2. 技ならびに動作に関しては次のとおり禁止する。
  - (1) 上肢、下肢を除く安全防具以外の部位への直接加撃
  - (2) 上肢、下肢への執拗な加撃  
※ただし、一般以上は次への攻撃に繋がる下段蹴りは認めるものの、ポイントにはならない。
  - (3) 股間部、肘、膝、及び足甲への直接加撃
  - (4) 体当たり技
  - (5) 関節技
  - (6) 安全防具、及び道衣を掴んだ投技と組み合わせ
  - (7) 気合以外の人格を無視するような言動
  - (8) 競技に関連しない時間の浪費
  - (9) 転倒者への直接加撃
  - (10) 場外退避
  - (11) 頭頂部、耳部、及び頸部への加撃

## 第十一条（審判員及び監査役）

1. 選任された審判員（主審1名、副審1～4名）によって試合の審判を行うものとする。又、審判員の公正を図るため、試合監査役を置く。
  - (1) 主審は競技者の等距離に位置し、副審は主審の位置に相対する範囲にてコート線外を移動し、審判する。（ミラー方式）
  - (2) 試合におけるすべての事項については、主審がつかさどる。
  - (3) 監査役は原則として、試合の判定に加わらない。ただし、主審の指示・助言を求められた時は、直ちに指示によって応じ、召集による時は自席の前で、主審及び副審の意見を調整する。
2. 試合者は、審判員の宣告に対して直接異議の申し立てはできない。

## 第十二条（審判員、監査役及び係員の定員）

1. コートの組み手試合は、主審1名、副審1～4名、監査役1名をもって審判にあたることを原則とする。係員は、時計員、記録員、進行員、告示員、掲示員は各1名とする。ただし、兼務を妨げない1コートの合計は6名以上とする。

## 第十三条（待ち時間及び応援時の注意）

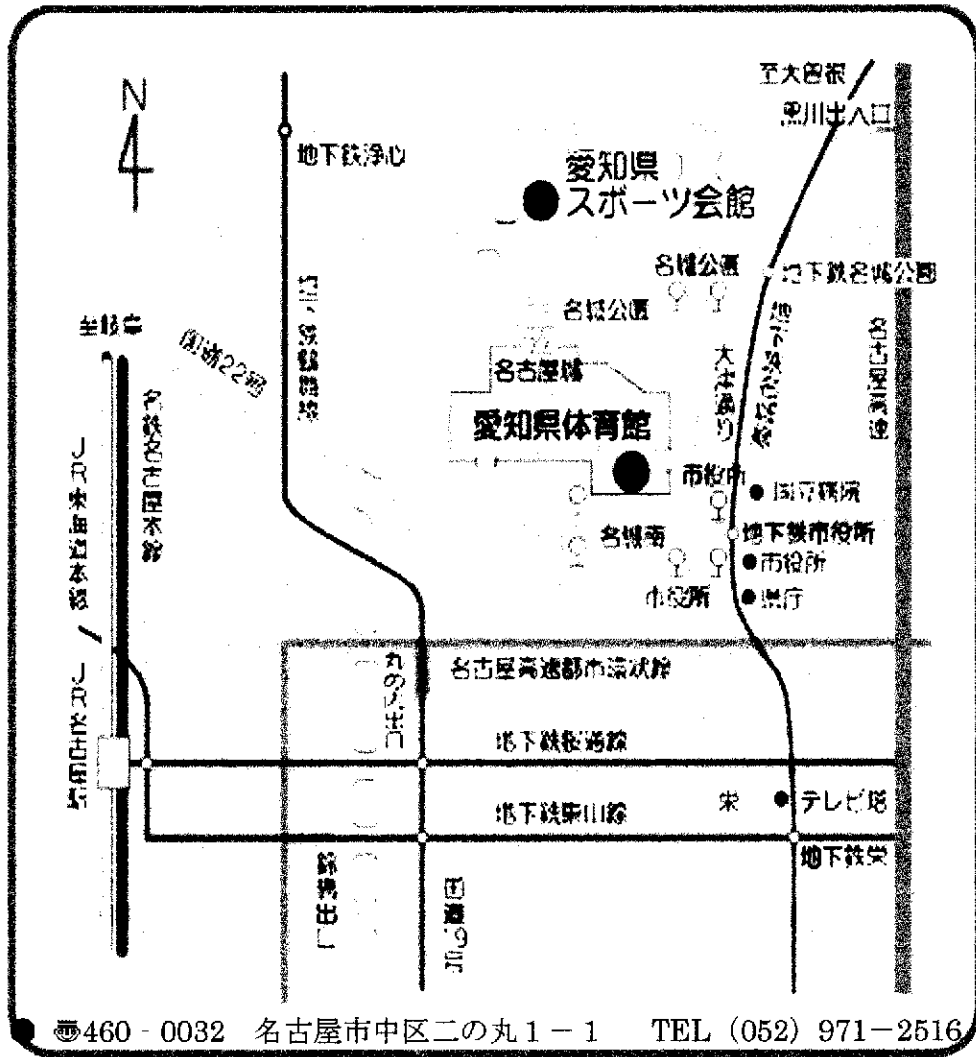
1. 試合までの待ち時間及び、終了後の応援又は観戦は、決められた場所で行いスタッフの指示に従うこと。
2. 応援する際に、品位の無い暴言・罵声が見られた場合は、即退場とする。

## 第十四条（三出・三休制度）

1. 一般クラスに於いて3年連続優勝した者は翌年、大会に参加する事が出来ない。



## 愛知県体育館へのアクセス



- ◆ お車でお越しの方は、名古屋城二の丸駐車場もしくは、名古屋城正門駐車場にお停めください。 ※ とともに有料 (30分 180円)  
ただし、台数に限りがありますので、できるだけ交通機関をご利用下さい。
- ◆ 土日に限り、体育館周辺道路は一部、駐車禁止解除になっております。

### 交通案内

- ◆ 名古屋高速道路「丸の内出口」から2km
- ◆ 地下鉄名城線「市役所」下車 徒歩5分
- ◆ 市バス「市役所」又は「名城南」下車 徒歩5分